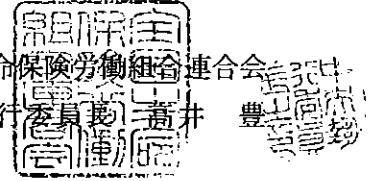


法務省民事局参事官室 御中



平成19年9月14日

全国生命保険労働組合連合会
中央執行委員長 高井 豊



「保険法の見直しに関する中間試案」に対する意見

今般、保険法改正に向けて「保険法の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」）が示されていますが、傷害・疾病保険分野等への対応等を含めた規定の現代化や平仮名口語への改定等については「保険事業」のさらなる発展のため、大変意義深いものと考えております。

一方、今般の法改正の結果が生命保険募集活動等に影響を及ぼすことも想定されることから、今後の保険法改正要綱の取りまとめに向けては、ルールの明瞭性・公平性の確保に加え、募集現場における円滑な実務確保の観点も含め、引き続きご検討をすすめていただきたくお願い申し上げます。

については生命保険事業に携わる組合員の立場から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 保険法の適用範囲（注2）について(P1)

（意見）

保険契約の締結から終了に至るまで、保険者とお客様が信義に従って誠実に行動し、必要に応じて互いに協力するよう努めることの趣旨については賛同いたします。しかし、これを法定化することにより、お客様、保険会社（生命保険募集人）のいずれか一方にのみ、過重な負担が強いられることを懸念します。

2. 危険に関する告知【各契約共通事項】

保険者が契約の解除をすることができない場合について(P2)

（意見）

告知妨害があれば一律に解除できないとするような、硬直的な規律は適切ではないと考えます。

(理由)

加入者が誠実に告知義務を履行しようとしているにもかかわらずこれを妨げようとする、いわゆる、「募集人の故意による不告知教唆」については、生命保険募集人の生命保険募集にかかる課題指摘であると受け止めています。

この点、生命保険加入に際して「正しく告知頂くことの重要性」や「生命保険募集人に告知受領権が無いことの周知不十分」により不告知が誘引されることがないように、生命保険募集人として丁寧な説明に努めています。

一方、お客様による正しい告知がなされない原因として、「例えば軽微な疾患・事象のため告知対象外と誤認するケース」「傷病歴等があれば全く保険加入不可となる不安からの不告知のケース」「募集人に知られたくないことによる不告知のケース（がん、精神系疾患、家族型特約の告知の際の子供の疾病等）」等も考えられることから、告知妨害があれば一律に解除できないとするのではなく、丁寧に個々の告知の状況を確認し、ケースに応じた適切な解決策を講じる必要があると考えております。

3. 危険に関する告知【各契約共通事項】

アによる解除の効果について(P3)

(意見)

いわゆるプロ・ラタ主義を採用する B 案については反対です。

(理由)

健全な生命保険事業の発展に向け、告知義務制度を通じた危険選択は被保険者集団における危険の公平性を確保するうえで重要な役割を果たしているものと考えており、生命保険募集人として、生命保険のご加入にあたってお客様に正しい告知をお願いすることが、生命保険募集の募集現場に携わる者の大きな役割のひとつであるものと考えます。

一方、正しく告知がなされなかったとしても、一定の要件を満たせば、一定の条件の下で、当該契約が継続されることを可能とする、いわゆるプロ・ラタ主義が提案されていますが、このような考え方が採用されることとなれば、事後的に正しく告知をしても問題ないのではないかとの誤解をお客様に与えることとなり、告知義務違反を誘発・増加させ、告知義務制度全般にマイナスの影響を生じさせることを懸念します。

4. (損害保険契約の成立関係後注)【各契約共通事項】について(P6)

(意見)

保険募集や締結の際のやりとりを規定し、違反した場合の罰則を保険法において設ける

ことについては反対します。

(理由)

生命保険の募集や締結に際しては、例えば、申込書記入・診査・査定・成立に至るまで、お客様の知識や理解度に応じたアドバイスや、ケースに応じた迅速な顧客対応が求められており、生命保険募集人がこれらの対応を行っています。

今後とも生命保険募集人として契約者保護の観点より「保険業法」「金融商品の販売に関する法律」等に照らしつつ、お客様毎に一層きめ細やかな対応が求められるものと考えますが、保険契約の募集や締結の際の規律を保険法において別途規定した場合、既存のルールとの関係が不明瞭となり、募集現場において無用の混乱を招く等の懸念があります。

5. (保険事故の発生による保険給付関係後注)【各契約共通事項】について(P13)

(意見)

今後の検討事項とされておりますが、保険金の請求や支払に関する保険者の責務について保険法上に規律を設けることは適切でないと考えます。

(理由)

保険金・給付金の円滑な支払に向けた取組みについては、お客様の視点に立ち一層の対応を進めてゆくことが重要であるものと認識しています。

一方、例えばお客様ご自身ががんである事実をご存じないケース等においてはご本人を介して手続きをすすめられない場合もあります。このようにお客様の状況に則した対応が求められることもあることから、保険金の請求や支払に関する保険者の責務について保険法上に規律を設けることについては、募集現場の円滑な実務確保の観点から適切でないと考えます。

6. 生命保険契約の意義について(P17)

(意見)

「一定の金額を支払う」を「一定の給付をする」として、現物給付等を含めることについては、消費者サービスを一層向上させる観点から、賛成します。

(理由)

消費者ニーズを踏まえた今後の商品開発等において、例えば、介護サービスや葬儀、老人ホーム入居権の提供等も考えられることから、現物給付等を含めて生命保険の意義を定

義することが適切と考えます。

7. 他人を被保険者とする死亡保険契約

ア 被保険者の同意について(P18)

(意見)

今後とも検討することとされておりますものの、被保険者が未成年者等の制限行為能力者である場合について、その契約の取扱いを認めていただくようお願い致します。

(理由)

募集現場における実務において、被保険者が15歳未満である場合には、親権者や法定代理人の同意があることを自署いただくことを通じて取扱いをおこなってきており、現状では特段の問題が生じていないことを十分に踏まえた検討が必要であると考えます。

8. 他人を被保険者とする死亡保険契約

イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱について(P18)

(意見)

一定の場合において被保険者の意思による契約関係からの離脱を認めて、この場合には死亡保険契約はその効力を失うものと規定することについては反対です。

(理由)

例えば、契約者兼保険金受取人がその配偶者を被保険者としていたが、ご加入の後に離婚され、配偶者が契約関係からの離脱を申し出られる等のケースが考えられますが、こうした場合でも、生命保険募集人として保険契約者と配偶者の間でいかなる事情があったか等について厳密に確認する術はありません。

仮に、被保険者の意思に従って手続きを行うとしても、被保険者の意思と契約者の意思が異なっていた場合には、円滑な実務が阻害されることもあることから、手続はあくまでも契約者の意思表示にもとづくべきと考えます。

9. (他人を被保険者とする死亡保険契約関係後注)について(P19)

(意見)

仮にモラルリスクへの対応が必要であるとしても、保険法において未成年者を被保険者

とする死亡保険契約のうち一定の保険金額を超える部分を一律無効とすることは不適切であると考えます。

(理由)

現在、一定年齢未満の未成年者を被保険者とする死亡保険金については、各生命保険会社において被保険者の年齢毎に加入限度額の制限が課されており、その限度額の範囲内での保険加入が可能となっています。さらに生命保険募集人としてお客様のニーズ等を把握した上で慎重に取扱いをすすめています。

そもそも、国民の生命保険加入に向けたニーズはお客様毎に千差万別であり、資産、財産状況・家族構成等、置かれた状況・環境により抱えるリスクやそれらへの対応が異なっているものと考えられ、一律的な規律はなじまないものと考えます。生命保険募集活動に携わる者として、こうした規律を設けることによって多くのお客様の多様なご要望に適切にお応えできなくなることを強く懸念します。

10. 保険金受取人の変更

イ 生前の意思表示による保険金受取人の変更について(P21)

(意見)

お客様との接点領域にあり、契約者の意向を確実に契約に反映させる事務手続きを推進する者の立場より、保険金受取人の変更は、保険者に対する意思表示によってするものとする A 案に賛同します。

(理由)

生命保険の受取人変更については、極めて重要な保全活動であり、生命保険募集人としてこれまでご契約者から生命保険会社に対する意向にもとづき確実かつ迅速に手続きをすすめてきています。

一方、保険者に加えて保険金受取人又は変更によって保険金受取人になるべき者に対する契約者の意思表示による受取人変更が有効であることとなれば、例えば契約者の意思にもとづいて保険会社として手続きを進めたが、事後的に契約者以外の者から、異なった意思表示を契約者より受けていたと主張された場合、当該手続きの混乱をきたすことが考えられます。

11. 保険金受取人の変更

遺言による保険金受取人の変更について(P22)

(意見)

遺言による保険金受取人の変更については、新旧受取人の間でのトラブルの原因とならないよう、またお客様への迅速な保険金支払いが阻害されることのないよう、遺言にかかるルールについて一層整備いただく必要があるものと考えます。

(理由)

保険金受取人の変更は、遺言によってすることができるものとするには異論はないものの、実務に鑑みれば、相続人間の利害が対立している場合において、遺言による受取人の変更の取扱いがトラブルの原因となるおそれがあります。

12. 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続について(P23)

(意見)

保険契約者の同意を得た上、一定の条件の下において、保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続を可能とする等の規律を設ける場合には、お客様にとっても明瞭なルールとし、実務に混乱が生ずることのないよう、慎重なご検討をお願い致します。

(理由)

保険契約者の債権者（いわゆる解約返戻金請求権の差押債権者等）又は破産管財人等が保険契約の解除をしようとし、又は解除をした場合において、保険金受取人を保護しようとの趣旨は理解できますが、制度が複雑なため、お客様にとってわかりづらく、生命保険募集人も混乱するおそれがあります。

※なお、傷害・疾病保険契約については生命保険に関する記述と同様の記載がある箇所については、生命保険にかかる意見と同様です。

以 上